

令和5年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(環境農林水産関連)

令和4年7月

大 阪 府

令和5年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望

日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界的なエネルギー価格の高騰、燃料調達リスクの高まりにより、大阪においても電力需給が予断を許さない状況です。エネルギーの安定的かつ効率的な供給を確保することは、国の責務であります。大阪府としてもエネルギー政策や気候変動対策の観点から、また、温室効果ガス排出量の削減目標の達成のためにも、より一層の省エネ対策の推進が極めて重要であると考えています。

さらには、農作物等の生産に必要な不可欠な燃油・肥料も高騰しており、農業経営への支援や有機農業への転換のみならず、あらためて生産基盤の強化についても重要であると考えています。

そのような状況の中、大阪府では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする脱炭素社会」の実現に向け、3年後に迫った大阪・関西万博をインパクトにした脱炭素の取組みや海洋プラスチックごみ対策を加速させるとともに、農林水産分野においても脱炭素を新たな成長の機会と捉え、全力で取り組んでいるところです。

令和5年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築 1

1. 脱炭素社会の実現に向けて
 - (1) 地域脱炭素化の加速に向けた制度の拡充等
 - (2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進
 - (3) 省エネ・再エネの推進
 - (4) ZEH・ZEBの普及促進
2. 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進
3. 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進
4. 太陽光発電施設の適切な設置・運営
5. PFOA等による健康影響の解明及び指針等の整備
6. 全てのPCBの確実な処理に向けた国の取組強化

活力ある農林水産業の振興 6

1. 海外情勢の影響による経営悪化に対する支援強化
2. 農業分野における脱炭素の推進
3. 経営発展支援事業（新規就農育成総合対策）の地方負担について
4. 円滑な農地貸借のための農地中間管理事業の予算確保及び制度設計
5. 都市農業振興に資する生産基盤整備の制度拡充

みどり豊かで安全・安心な大阪の実現 7

1. ため池防災減災対策推進のための施設整備の支援制度拡充
2. 国定公園の自然公園施設における災害復旧及び安全対策の推進
3. 特定外来生物対策の推進

暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築

1. 脱炭素社会の実現に向けて

(1) 地域脱炭素化の加速に向けた制度の拡充等

政府における脱炭素社会の実現をめざす動きが活発になっている中、大阪府では、2021年3月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を将来像に掲げた地球温暖化対策実行計画を策定し、現条例を大幅に改定し「大阪府気候変動対策推進条例」を施行するとともに、あらゆる主体の意識改革・行動喚起を促進するなど、取組みの強化及び拡大を図っている。これらの取組みをさらに加速していくためにも、国による一層の制度の拡充等を要望する。

- ① 地域循環共生圏や脱炭素先行地域等の創出・展開に向けた脱炭素化を促進するための仕組みや支援を拡充すること。
 - ・一定規模（街区単位など）での開発行為の事前段階において、エネルギーの面的利用や再生可能エネルギーの導入、一体的なZEB・ZEHの整備等の検討が進められるよう、関係省庁と連携した検討促進のための仕組みや支援の拡充を図ること。
 - ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充を図ること。
- ② 脱炭素化に向けた取組みの推進にあたっては、地域内の現状及び取組成果といったデータを的確に把握し見える化することにより、住民のさらなる行動変容を促すことが重要である。そのために必要となる以下の情報開示等を行うこと。
 - ・都道府県別エネルギー消費統計データを全国版と同時期に公開すること。
 - ・都道府県別のZEB化率を開示すること。
- ③ 炭素税によるカーボンプライシングを導入する場合には、新たに積み増す課税分については、地方自治体が、地域の実情に合わせた脱炭素化のための施策や事業に活用できるよう、増加分の一定割合を脱炭素化に目的を限定して地方に譲与する制度を構築すること。

(2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進

2025年の大阪・関西万博までに、ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及が進むよう、開催地である大阪府域において重点的な普及策を講じること。

- ① バス等を含む商用車の電動化
 - ・万博会場へのアクセス交通を担うバス・タクシーのゼロエミッション化・脱炭素化を推進するため、補助金の大幅な拡充を図ること。

- ・バス等を含む商用車全般について電動化を加速させるとともに、MaaS等の新たなモビリティサービスの導入を強力に進めること。

② 公用車の電動化

- ・警察車両について、府県に配備される車両もグリーン調達基本方針に基づいた調達を行うなど、あらゆる公用車の電動化を促進すること。

③ 乗用車の電動化

- ・乗用車について、あらゆる世帯に広く電動車の普及を図るため、車両購入時の補助・税制優遇の継続やさらなる拡充を図ること。
- ・電池の軽量・小型化、低価格化等の支援を行うなど、軽自動車を含めた電動車ラインナップの充実を促進すること。

④ 充電インフラの拡充

- ・充電インフラについて、商業施設等における高出力機器や複数基の設置のほか、新築共同住宅への導入促進など、都市部において電動車を利用しやすい環境整備を図ること。
- ・現状においては収益性が確保できず持続性に課題がある充電設備について、安定的なインフラとして維持していけるよう、設置及び運用のあり方などについて関係機関と連携して検討を行うこと。

(3) 省エネ・再エネの推進

- ### ① 大企業によるサプライチェーン全体での脱炭素化の取組みが進む中、中小事業者は、生き残りをかけてより一層の脱炭素経営への転換が求められている。このため、省エネ・省CO2に取り組むことで経営改善が進められるよう、以下の対策を実施すること。

- ・省エネ・省CO2診断や省エネ設備の導入等に対する補助制度の予算額を維持・拡充すること。
- ・省エネ・省CO2診断制度の抜本的な再構築や、中小事業者のニーズや現状を踏まえた補助対象範囲の拡充（再エネ設備等導入費用、事後のCO2排出量検証費用等）等により、中小事業者が活用しやすい制度とすること。

- ### ② 太陽光発電設備の更なる導入拡大を図るため、以下の対策を実施すること。

- ・太陽光発電設備の導入促進に有効な手段である PPA について、事業者における活用をより広く促すため、導入ガイドラインの作成を行うとともに、認知度向上に向けて取り組むこと。
 - ・新たな設置場所を確保するため、太陽光パネルの軽量化に対する研究開発や実用化への積極的な支援を行うこと。
- ③ 再エネ電力を最大限活用するため、系統システムを改善するなど、小売電気事業者及び需要家が再エネ電力を安定的に調達しやすい環境整備を行うこと。

(4) ZEH・ZEB の普及促進

今後、新築・大規模改修する住宅・建築物の多くは 2050 年にも存在することから、新築等の機会に ZEH 化・ZEB 化していくことが重要であり、以下の対策を実施すること。

- ① ZEH・ZEB の補助制度の予算額を維持・拡充し、税制上の優遇措置を充実させること。
- ② ZEH・ZEB の認知度の向上のための効果的な情報発信を行うこと。
- ③ ZEH について、供給サイドの体制整備の支援や補助申請期間の拡大等、供給拡大を促す取組みを推進すること。
- ④ ZEB について、既築建築物に対して、事前に実施する導入可能性検討費用を現行の ZEB 補助金の対象とすることや可能性簡易判定システムの作成により支援すること。

2. 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進

G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けて、以下のプラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進すること。

- (1) 自治体や事業者等によるマイボトルやマイ容器の利用環境整備や、通常はワンウェイで使用されるプラスチック製品の減量・循環システムを構築するモデル事業など、消費者の行動変容につながる取組みを促進するため、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業の支援対象の拡大及び支援額の拡充などの措置を講じること。

- (2) 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づく、市町村における製品プラスチックの分別収集や再商品化について、製品プラスチックが判別しやすい表示の促進や再商品化事業者の情報提供を行うとともに、技術的・財政的な支援を行い、市町村の取組みを促す措置を講じること。
- (3) マイクロプラスチックについて、地方自治体の実施する発生抑制対策の検討に対して財政的・技術的に支援すること。また、生態系への毒性影響およびそのメカニズムに関する疫学的な調査研究を推進し、現時点での成果や今後の見通しについて広く周知を行うこと。

3. 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進

- (1) ① 2025年の大阪・関西万博に向け、万博会場が面する湾奥部において、水質改善や多様な生物を育む場の創出（ブルーカーボン含む）を推進するため、港湾利用に影響を与えることなく短期間での施工が可能で、汎用性のある環境改善技術の確立及び普及拡大を支援すること。
- ② 豊かな大阪湾を実感し、環境改善の取組みを推進するため、万博会場をはじめとして広くリアルタイムで情報発信するとともに、海面下で実施される環境改善の取組みの実施状況や効果等を的確に把握し、広く周知するための事業を支援すること。
- (2) 港湾域における藻場の創出等の取組みが行政・企業・NPO等によって持続的に展開されるよう各主体のニーズに応じて、整備のみならず、実現可能性に関する現地調査（FS調査）などにも活用できる補助制度の創設など財政的な支援を拡充すること。
- (3) 湾奥部における底層DOの改善に向けて、将来的な人口減少等の社会構造の変化や気候変動等を考慮した上で、シミュレーションや実証的な技術開発を通じて、効果的かつ実現可能な水質改善に関する対策の実施に係るロードマップを提示すること。

4. 太陽光発電施設の適切な設置・運営

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、規制緩和による農地等の活用などにより太陽光発電のさらなる普及拡大が図られている。本府では、これまでも発電設備の設置に際して地域とのトラブルが発生しており、一部は解決に至っ

ていない。今後、太陽光発電の整備が加速化されると見込まれるなか、トラブルの増加が懸念される。このため、以下の点に十分に配慮し、再エネ特措法を改正の上、ガイドラインの改正・改善を実施すること。また、既存のトラブルについては、事業者に対し再エネ特措法に基づく厳格な指導を徹底すること。

- (1) 一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の報告を義務付けること。
- (2) 事業者に対して関係法令等の相談及び手続きが完了した旨の国への報告を義務付けること。
- (3) 公表されている「事業計画認定情報」に、事業終了後の解体等の実施状況を追加すること。

5. PFOA等による健康影響の解明及び指針等の整備

地下水等が飲用のみならず農業用水にも利用されている実態があることから、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）について高濃度の地下水汚染が生じている地域における農作物の摂取と人の健康への影響について明らかにし、その結果を踏まえ、土壌、水質及び農作物等に係る汚染状況の評価やその対応に関する指針等を示すこと。

6. 全てのPCBの確実な処理に向けた国の取組強化

- (1) 国主導でPCB廃棄物の適正処理を確実に進めるため、高濃度PCB廃棄物について、計画的処理完了期限後も一定期間処理を継続することとされており、地方自治体が代執行を行った場合には、その求償事務に対する財政的な支援措置を講じること。また、継続処理期間の終了後に発見され保管となる高濃度PCB廃棄物への対応を含め、今後の国の方針を示すこと。
- (2) 低濃度PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、PCB含有の疑いのある濃度不明の電気機器等については、低濃度PCB廃棄物とみなして処理するよう規定を設けるなどの措置を講じるとともに、中小事業者における濃度分析及び処理に係る負担を軽減するなど、処理を促進する施策に取り組むこと。また、地方自治体におけるPCB廃棄物の適正処理に係る指導等の事務に対する財政的な支援措置を講じること。

活力ある農林水産業の振興

1. 海外情勢の影響による経営悪化に対する支援強化

有機農業への転換を加速させるとともに、燃油・肥料の急激な価格高騰により悪化している農業経営への支援を強化すること。

- (1) 個人でも利用可能となるよう、施設園芸等燃油価格高騰対策事業の支援対象者の要件緩和
- (2) 燃油高騰に対する支援と同様に、肥料の高騰にも対応する支援事業の創設

2. 農業分野における脱炭素の推進

みどりの食料システム戦略実現に向け、新規制度の創設と、「有機農業産地づくり推進」事業の拡充を図ること。

- (1) 有機農業拡大に向けた、化学農薬・化学肥料を低減する取組みへの支援の拡充
- (2) フードマイレージの削減に繋がる物流システムの構築に対する支援拡充
- (3) 事業実施主体に都道府県を追加することによる、広域的な取組みの推進

3. 経営発展支援事業(新規就農育成総合対策)の地方負担について

経営発展支援事業(新規就農者育成総合対策)について、経営開始資金、就農準備資金、雇用就農資金と同様、地方負担なく実施すること。

4. 円滑な農地貸借のための農地中間管理事業の予算確保及び制度設計

農地の貸借を円滑に進めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正により生じる以下について対応すること。

- (1) 農地中間管理機構において実施する農地集積業務の増大する経費については、国において所要額を確保すること。
- (2) 地域計画については、地域の実状に応じた弾力的な策定を可能とするとともに、農用地利用集積等促進計画の原案作成においては、市町村が積極的に関与する制度設計とすること。

5. 都市農業振興に資する生産基盤整備の制度拡充

担い手に農地を集積・集約し、高収益農業を推進するため、都市の実情を踏まえて農地中間管理機構関連農地整備事業の受益面積要件を引き下げること。（現行 10ヘクタール⇒2ヘクタール）

みどり豊かで安全・安心な大阪の実現

1. ため池防災減災対策推進のための施設整備の支援制度拡充

決壊すれば甚大な被害につながる都市部のため池の防災減災対策を加速化し、防災安全度の向上を図るため、「農業水路等長寿命化・防災減災事業」の「危機管理対策」に断面不足の余水吐の整備を追加し、定額補助の対象とすること。

2. 国定公園の自然公園施設における災害復旧及び安全対策の推進

- (1) 近年、頻発している豪雨・台風等の自然災害に対応するため、自然公園区域内の災害復旧に活用できる補助事業を創設すること。
- (2) 国定公園の自然公園施設における安全対策を計画的に推進するため、自然環境整備交付金の予算枠を拡充するとともに、既存の施設・構造物等の撤去のみの設計及び工事についても、同交付金の補助対象とすること。

3. 特定外来生物対策の推進

- (1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正に伴い、都道府県の責務となる特定外来生物について、その防除の必要性の判断基準や効果的な防除方法等について明確に示すこと。また、都道府県の責務のもと、防除を行う市町村に対して、人員の配置等体制整備に必要となる費用について、十分な予算措置を講じること。
- (2) 生息範囲が拡大してきているクビアカツヤカミキリによる被害拡大を早期に防止するため、国において有効な防除技術を確立するとともに、既存の「特定外来生物防除対策事業」の事業期間の延長を可能とするなど、被害が終息するまで活用できる事業スキームとし、併せて予算枠を拡充すること。